

21.
 従業中労働ノ場合ハ特別手当ヲ支給シ口、
 金着ニ八實其日給一ヶ月分支給シ口、
 以上金二十二條ハ従業員ニ依リテ要求ス
 昭和七年七月十八日
 従業員

鳥田 逸夫
 福田 水夫
 山口 勲
 青山 太
 植田 秋郎
 山岡 英男
 長野 下
 大田 十
 大平 十
 大田 十

工場主
 定方廣司様

労務第三八四六号

昭和七年十二月十三日

常務理事

内務大臣
 山本達雄殿
 局長官殿

研究護工場労働争議ニ關スル件(第一報)發生)

従業員側ハ此種比シ賃金低廉ナルヲ以テ口頭ニ三割増上ヲ要求事業主ニ對シ
 認メテ従業員側ニ不満足今更ニ事業主ハ又更ニ要求書ヲ提出ス

一 争議發生ノ場所 荒川區町屋二丁目二。七番地

二 事業主側 事業主 研究護工場所
 名 稱 研究護工場所
 工場主 市原辰晴
 資本金 一萬五千圓

警視總監 藤沼庄平

發生十二八 解決十二
 使用労働者 十四内女四
 労働組合 十二内女二

7. 11. 21
 4548